

ハイライト:

- ・法人が義援金等を支出した場合の税務上の取扱いが公表されました！
- ・法人税関係特別措置を適用する場合は、「適用額明細書」の添付が必要です！

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
法人が義援金等を支出した場合の取扱いについて <法人税関係>	1 2
法人税関係特別措置を適用する場合の、申告書への添付書類について	2

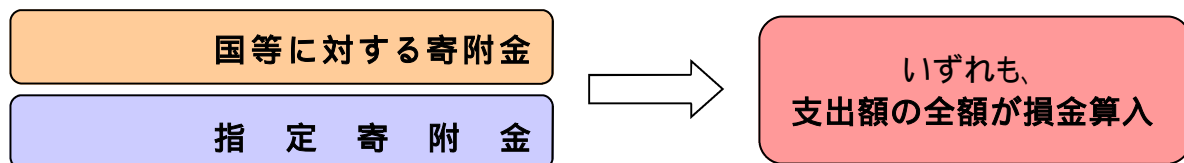
梅雨に入り紫陽花の彩りが雨に美しく映える季節となりました。東日本大震災から、早3ヶ月が経とうとしています。被災された方々に謹んで哀悼の意を表し、お見舞い申し上げます。第46号では、法人が義援金等を支出した場合の取扱いや、法人税申告書の添付書類について取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

### 法人が義援金等を支出した場合の取扱いについて <法人税関係>

法人が義援金等を支出した場合、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」(国等に対する寄附金)や「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。



該当する寄附金の内容は以下通りです。

- 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- 日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- 社会福祉法人中央共同募金会の「東日本大震災義援金」として直接寄附した義援金等
- 社会福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」として直接寄附した義援金等
- 認定NPO法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金(その募集に際し、国税局長の確認を受けたものに限りませう。)
- 公益社団法人又は公益財団法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金(その募集に際し、当該公益社団法人又は公益財団法人に係る行政庁(内閣総理大臣又は都道府県知事)の確認を受けたものに限りませう。)
- ～ 以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

## 義援金等を支出した法人が、損金算入の適用を受けるための手続き

法人税確定申告書の別表14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、**義援金等を支出したことを確認できる書類を保存する**必要があります。(申告書へ添付する必要はありません。)(注)日本赤十字社・中央共同募金会の「東日本大震災義援金」口座、国・著しい被害が発生した地方公共団体の専用口座への寄附については、振込票の控(受領証)等をもって寄附したことを証する書類としてよいこととなっています。

なお、法人住民税(法人税割)及び法人事業税については、法人税において損金算入の適用があればそのまま税額に反映される為、特段の手続きは必要ありません。

## その他の寄附金や義援金等に対する税務上の取扱い事例

### (1) 法人が被災された取引先に対して、災害見舞金を支払った場合

災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程期間において、被災前の取引関係の維持・回復を目的として支出する災害見舞金は、交際費等には該当せず、損金に算入されます。

### (2) 法人が自社製品を被災者に提供した場合

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金や交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金に算入されます。

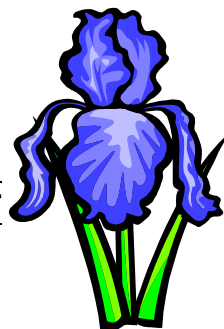
ホームページもご覧ください

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

## 法人税関係特別措置を適用する場合の、申告書への添付書類について

平成23年4月1日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から、法人税関係特別措置を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付することが必要です。

添付されなかった場合や添付された明細書に虚偽の記載あった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。



平成23年4月1日以後に終了する事業年度における法人税の申告に当たり  
**法人税関係特別措置を適用しますか？**

(例)・中小企業者等の法人税率の特例  
・試験研究を行った場合の法人税額の特別控除  
・中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却 など  
法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるものをいいます。

いいえ

はい

「適用額明細書」を添付する必要はありません。

「適用額明細書」の添付が必要です。作成してください。

別表1(1)等の「適用額明細書提出の有無」の欄の「無」を で囲みます。

別表1(1)等の「適用額明細書提出の有無」の欄の「有」を で囲みます。

税理士法人 舞  
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。